

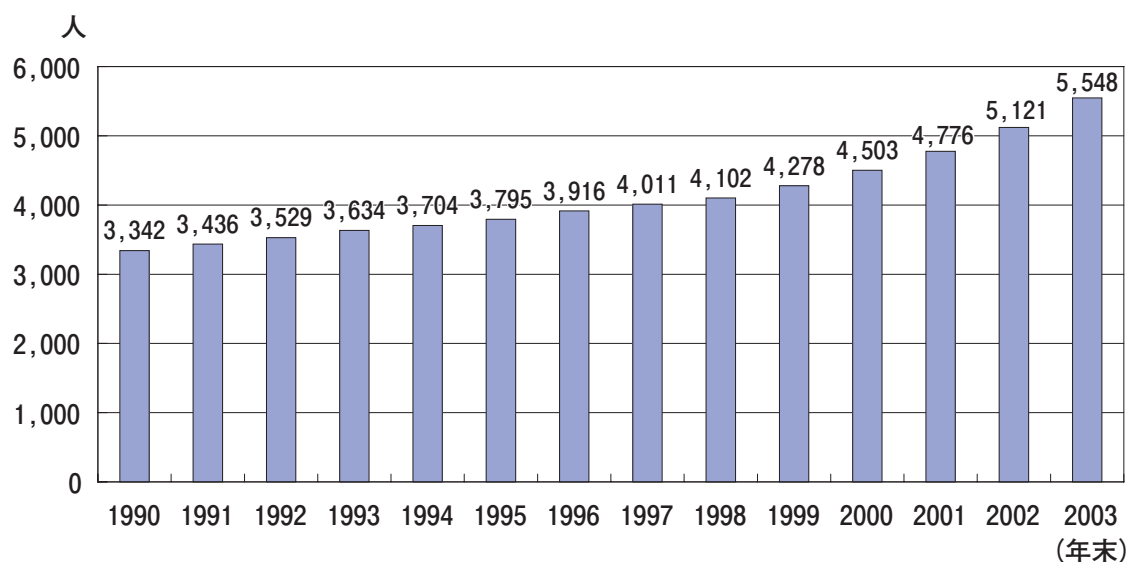
### 3. 知的財産専門人材の育成

#### (1) 人材基盤の整備状況

知的財産を戦略的に創造・保護・活用することで富を生み出す知的財産立国となることが求められており、知的財産の事業化や取引活動、さらには紛争解決を支援する知的財産専門サービスの質的・量的な拡充を図ることが必要である。

こうした状況の中で、その中核的な担い手として知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士のさらなる育成・活用を図るべく、2000年弁理士法の全面改正及び2002年弁理士法の一部改正によって、弁理士の活動範囲を、①裁判外紛争処理業務（ADR）、②知的財産取引契約の仲介・代理、相談業務の明確化、③特定侵害訴訟（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）における訴訟代理権の付与、等大幅に拡充するとともに、弁理士試験制度改革を行い、弁理士人口の拡大と資質の向上に努めている。

弁理士数の推移



日米の弁理士等知的財産専門人材の数

日 本 (2004年6月18日現在)	弁 理 士	5,690人
	弁理士登録している弁護士	321人
米 国 (2004年6月10日現在)	Patent Agent <sup>2</sup>	6,956人
	Patent Attorney <sup>3</sup>	22,576人

<sup>1</sup> 特許、実用新案、意匠、商標若しくは半導体回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益に関する侵害訴訟。

<sup>2</sup> 米国特許商標庁が行う試験に合格した有資格者（米国特許商標庁に対する特許手続の代理を行うことができる。）。

<sup>3</sup> Patent Agent資格に加えて各州の弁護士（Attorney at law）資格も取得した者（米国特許商標庁に対する特許と商標双方の手続の代理及び訴訟代理を行うことができる。なお、Attorney at lawの資格のみでは米国特許商標庁に対しては商標の手続代理しか行えない。）。

**(2)2002年改正弁理士法(特定侵害訴訟における訴訟代理権関連)の実施状況**

特定侵害訴訟に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特定侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことを内容とする弁理士法の一部を改正する法律が2003年1月1日に施行された。

それに伴い、2003年5月から9月にかけて民事訴訟に関する実務的な内容を中心とした講義及び演習からなる合計45時間の能力担保研修が日本弁理士会により実施され、850名の弁理士が受講した。

上記研修を修了した弁理士のうち、2003年10月に実施した特定侵害訴訟代理業務試験（民法、民事訴訟法その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項）を804名が受験し、553名が合格した。